

東日本大震災に係る法人県民税の減免についてのQ & A

Q 減免の要件はどのようなものですか？

A 減免の要件は、「平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度の損益計算書に計上されている東日本大震災に係る特別損失額の合計額が、平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格の2分の1以上であること」です。

Q 減免金額はいくらですか？

A 減免する金額は次のとおりです。

法人税割

ア 税率5.8%が適用される法人

5.8%で計算した税額から、税率を4.8%として計算した場合の税額を控除した額

イ 税率5.0%が適用される法人

5.0%で計算した税額から、税率を4.0%として計算した場合の税額を控除した額

均等割 全額

Q 減免はいつからいつまで受けることができますか？

A 減免の対象となる期間は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度となります。

Q 減免を受けるにはどうすればよいですか？

A 減免を受けようとする場合には、管轄の地方振興局県税部へ申請をしていただくこととなります。「法人県民税減免申請書」に次の書類を添付して提出してください。

減免を申請する事業年度の損益計算書

平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表

減免を申請する事業年度の貸借対照表(特別損失相当額を繰延資産として整理している場合に限る)

地方振興局県税部において減免の可否を判断するに当たって、上記のほかに関係書類の添付を求める場合があります。

Q 減免申請はいつまでにすればよいですか？

A 減免申請は、確定申告の申告納付期限までに行ってください。

なお、既に確定申告の申告納付期限が経過している場合は平成24年2月17日(金)までに申請してください。

Q 減免申請は毎事業年度必要ですか？

A 損失額等の確認が必要となりますので、申請は毎事業年度行うこととなります。

Q 減免に該当しそうですが、確定申告書は減免後の金額で作成するのですか？

A 確定申告書は、減免前の金額により通常どおり作成することとなります。

また、納付についても、一旦申告税額全額(減免前の金額)で行うこととなります(納期限から減免承認日までの期間が延滞金計算の対象となるため。)

Q 東日本大震災による特別損失額を複数事業年度にわたって計上した場合は、減免の対象になりますか？

A 減免の可否は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの3年間に終了する各事業年度分の特別損失額の合計額に基づいて判断します。

よって、例えば、平成23年3月31日決算期に計上した特別損失額では要件を満たさなくても、平成24年3月31日決算期に計上した特別損失額との合計額が要件を満たす場合は、平成23年3月31日決算期分から減免の対象となります。

このような場合は、要件を満たすこととなった事業年度において減免申請をしてください。

なお、複数事業年度の特別損失及び繰延資産の合計により減免申請書を作成する場合において、繰延資産については、減免を申請する事業年度の前事業年度までの分は、減免を申請する事業年度の特別損失又は繰延資産に計上されることから、二重に合計しないために、減免申請をする事業年度分のみを含めることとなりますので留意してください。

例示 - H24.3.31期分の減免申請書の記載

損益計算書及び貸借対照表の計上内容

	特別損失	繰延資産	合計
H23.3.31期	2,000千円	50,000千円	52,000,000円
H24.3.31期	15,000千円	40,000千円	55,000,000円

H24.3.31期の特別損失15,000千円のうち10,000千円はH23.3.31期の繰延資産に計上した分を特別損失に計上したもので、残り5,000千円は新たに発生した損失

H24.3.31期の繰延資産40,000千円はH23.3.31期に計上した50,000千円のものと同じ損失に係る分



この場合、H23.3.31期の繰延資産50,000千円は、H24.3.31期で特別損失に10,000千円、繰延資産に残りの40,000千円を計上していることから、H23.3.31期分の繰延資産としても含めると二重になることからH23.3.31期には含めない。

よって、2事業年度の損失額の合計額は57,000千円となり、申請書は以下のような記載となる。

	特別損失	繰延資産	合計
前期まで	2,000千円		2,000千円
今期	15,000千円	40,000千円	55,000千円
計	17,000千円	40,000千円	57,000千円

Q 減免を受けた事業年度の翌事業年度分の予定申告の税額は、減免後の確定申告の税額を基準として算定するのですか？

A 予定申告は、減免前の確定申告の税額を基準として算定することとなります。

Q 減免を受けた事業年度分について修正申告をする場合は、「既に納付の確定した税額」及び「納付すべき税額」は減免後の税額を記載するのですか？

A 修正申告書は、減免前の税額を基に通常どおり作成することとなります。
なお、修正申告により減免を受ける額が増となる場合は、併せて減免変更申請書を提出する必要があります。

Q 減免を受けたが、その後、特別損失額が減少した場合はどうなりますか？

A 特別損失額が減少したなど減免の要件を満たさないこととなった場合は、内容を確認のうえ減免を取り消すこととなります。

特別損失が減少する場合の例示

保険金、損害賠償金等の支払いにより費用が補填された場合

見積額で計上していた損失額が確定した場合

法人税の修正に伴う場合